平成２０年度第１回大阪市都市計画審議会会議録

○日　　時　　平成２０年５月１３日（火）　午後２時３０分開会

○場　　所　　ヴィアーレ大阪　４階　会議室

○議　　題　　議第129号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」
議第130号「一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」

○出席委員　　２２名（欠は欠席者）

会長		村橋正武	委員	大丸昭典
会長職務代理者		松澤俊雄		黒田當士
委員	欠	飯田恭敬		森山よしひさ
		岡村　隆		船場太郎
		角野幸博		荒木幹男
	欠	北村隆一		坂井良和
	欠	木村好美		福田賢治
		志水英二	欠	松崎　孔
		中原茂樹		八尾　進
		鳴海邦碩		青江達夫
	欠	藤本英子		金沢一博
		槇村久子		土岐恭生
	欠	増田　昇		瀬戸一正
	欠	松永敬子		寺戸月美
	欠	盛岡　通		稲森　豊

○臨時委員　　１名　　石橋洋一（議第129号）

開会　午後２時３０分

○幹事（高橋）　それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成20年度第１回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画担当課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の方に申しあげます。審議中は写真撮影、録音、録画が出来ませんので、撮影等される場合はただ今の間にお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力お願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に「会議次第」、「委員名簿」、そして本日ご審議を頂戴いたします予定の議案等の資料が４冊ございます。まず、本日ご審議いただきます予定の議案書等といたしまして、議第129号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、それと「大阪都市計画都市再生特別地区の変更に対する意見書の要旨」及び「参考資料」、次に、特定行政庁による付議案件といたしまして、議第130号「一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、以上４冊を置いております。お手元にございますでしょうか。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は臨時委員といたしまして、議第129号に関しまして、大阪府都市整備部副理事兼総合計画課長の石橋洋一様にご出席をいただいております。

これよりご審議をお願いいたしますが、大阪市都市計画審議会条例第６条第２項の規定に基づきまして、議第129号につきましては臨時委員を含めまして31名中23名の委員の方々が、議第130号につきましては30名中22名の委員の方々がご出席されておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、報道機関の方もこの時間をもちまして写真撮影、録画、録音を終了していただきますようお願いいたします。

それでは、村橋会長、よろしくお願いいたします。

○村橋会長　本審議会の会長を務めております村橋でございます。

委員の皆さん方におかれましては、大変ご多忙の中ご出席を賜りまして、厚く御礼を申しあげます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第

８条の規定によりまして松澤委員と森山委員にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、会議が円滑に進行いたしますよう、委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申しあげます。それでは、議案の審議に入らせていただきます。

本日の議案は、先ほど幹事から報告がありましたように、議第129号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第130号「一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の２件でございます。

それではまず、議第129号議案につきまして、幹事より説明をお願いいたします。

○幹事（立田）　計画部長の立田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第129号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」ご説明させていただきます。

表紙に議第129号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

この都市再生特別地区は、都市再生緊急整備地域内に限って、区域面積が5,000平方メートル以上であることを条件に、都市計画で容積率の最高限度や高さの最低・最高限度を定めることが出来る地区であります。本市では現在10地区を決定しておりますが、今回、新たに中之島四つ橋筋地区を追加しようとするものでございます。

次に、これからご説明いたします説明の流れでございますが、まず当地区の概要について、続きまして、当地区における都市再生に資する主な貢献について、都市計画案策定に至るまでの主な経過について、それから今回の議案でございます都市再生特別地区の内容について、最後に都市計画案の縦覧時に提出された意見書の要旨と本市の見解についてご説明申しあげます。

議案書５ページ及び前のスクリーンの「位置図」をご覧ください。

今回、都市再生特別地区を定めようとする中之島四つ橋筋地区は、議案書の７ページ、説明図１で詳細な位置を示しておりますように、北区中之島のほぼ中央に位置し、そこを南北に通る都市計画道路西横堀線、いわゆる四つ橋筋を挟む東西の２街区で形成される区域でございます。現在、当地区の東側街区には築50年の新朝日ビル、西側街区には築77年の大阪朝日ビルと築40年の朝日新聞ビル、四つ橋筋の地下には中之島地下街が立地しております。

当地区は、都市再生緊急整備地域として定められた「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」内に位置しております。都市再生緊急整備地域の地域整備方針にある「堂島

川・土佐堀川に囲まれた中之島の地域特性を生かしつつ中之島線の整備によるアクセスの向上等にあわせ、業務、文化、交流中枢拠点の形成を図る」という整備の目標に向けて、老朽化した建築物の更新、フェスティバルホールの再整備をはじめとする文化機能の導入によるにぎわいの創出や歩行者空間の充実などにより、都市の再生に貢献しようとするものであります。

都市再生に資する主な貢献といたしましては、当地区の東側街区で国際的な文化芸術活動の拠点であるフェスティバルホールを建替え、グレードアップを図りますとともに、西側街区で報道や芸術・文化関係のライブラリーやイベントスペース等を備えた「（仮称）メディアート・スクエア」の設置により、事業者の報道機関としての特性を活かした情報発信機能や、地域、市民、読者との交流の場となる文化交流機能を導入し、ホールとの連携も視野に整備いたします。また、地下街と建物低層部の商業施設を一体的に整備し、ホールの立地にふさわしいにぎわいの創出を図るとともに、地下及び地上レベルにつきましてはバリアフリー対応などによる歩行者空間の充実を図ることで、この秋開業予定の中之島線渡辺橋駅から当地区を経由し地下鉄肥後橋駅までの間の円滑な乗換え動線を確保いたします。加えて、駅利用者や放置自転車への対策として公共用駐輪場の設置や、阪神高速道路を支える構造物及び中之島地下街の耐震補強、緊急災害時における帰宅困難者等のための備蓄倉庫の設置などによる都市基盤の充実などを図ることとしております。

次に、都市計画案策定に至るまでの主な協議経過についてご説明申しあげます。

別冊の「参考資料」及び前のスクリーンをご覧ください。

平成19年４月の事業者による建替え計画の発表とほぼ同時期に、事業者から事業計画素案の申し出がございました。容積率の最高限度を1,600％とした上で、フェスティバルホールの機能継承を前提とした内容であり、この点については本市の都市再生に資するものとして評価出来るものでありましたが、容積率の割増については、都市機能の導入、交通ネットワークの充実、公共空間の確保、都市環境への配慮、都市基盤の充実の観点で公共貢献要素が不十分であるとして、事業者と継続して協議を行うことといたしました。

翌５月には事業者から修正された事業計画素案の提示があり、歩道上にある地下街出入口の敷地内への移設や公共用駐輪場の設置等による歩行者環境の改善が図られるとともに、近代建築物として評価の高い既存建築物のデザイン継承による景観面への配慮、

阪神高速道路を支える構造物及び中之島地下街の耐震補強による都市基盤の充実など、新たな公共貢献要素が示され、引き続き事業者や関係機関との協議を継続して行うこととしました。

その後、11月から12月にかけて、事業者から追加修正された事業計画素案が提示され、地下鉄肥後橋駅の地下連絡通路の美装化及びバリアフリー対応などによる歩行者ネットワークの充実とともに、「（仮称）メディアート・スクエア」の整備による情報発信、文化交流機能の導入等により、更に公共貢献要素が示されました。

本市といたしましては、残る課題として、当地区の西側街区における都市機能の充実と環境面への配慮について検討を求め、その結果、平成20年１月の事業者からの事業計画素案の提示では、西側街区における大学のサテライトキャンパス及びホテルの誘致による都市機能の充実と、河川水を利用した地域冷暖房施設の導入等による環境面への配慮が図られることとなりました。

このような事業者との継続的な協議を経て、本市といたしましては、開発の趣旨が都市の再生に貢献するという都市再生特別地区の目的に合致するとともに、当事業計画における公共貢献要素が容積率の割増に見合うと判断し、都市再生特別地区の都市計画案を作成するに至った次第であります。

それでは、続きまして議案書３ページの計画書をご覧ください。

今回定めようとしております内容は、「位置」が中之島二丁目及び中之島三丁目地内で、「面積」が約2.2ヘクタールでございます。

「導入すべき用途」につきましては、劇場（都市計画道路西横堀線東側道路境界以東の区域に適用）とありますが、これは当地区の東側街区における劇場の誘導を計画書に明記することにより、フェスティバルホールの機能継承を都市計画に明確に位置づけるものであります。

「容積率の最高限度」は10分の160、すなわち1,600％とし、「最低限度」を1,000％といたしますとともに、「建ぺい率の最高限度」を80％、「建築面積の最低限度」を2,000平方メートルとするものでございます。

次に、「高さの最高限度及び壁面の位置の制限」につきましては、議案書３ページの「計画書」及び議案書11から12ページの「説明図２－２」をご覧ください。

既存の阪神高速道路を支持する低層部を除く道路に面した部分については５メートルの壁面の位置の制限を行うとともに、「高さの最高限度」については高層部を200メー

トル、中層部を90メートル、低層部を25メートルにそれぞれ定めようとするものでございます。なお、環境面への配慮等から、建築物の中層部の屋上部分を庭園として緑化整備することとしております。

また、前後いたしますが、議案書９から10ページの「説明図２－１」におきましては、敷地内にて確保する歩行者空間などを図示しております。地下レベルにおいて中之島線渡辺橋駅と地下鉄肥後橋駅の乗換え動線を敷地内で確保し、中之島地下街と一体的に公共的歩行者空間として位置づけております。また、地上レベルにおいても、建物のピロティー部分を公共的歩行者空間として位置づけ、歩道と一体的に整備することで快適な歩行者空間の確保を図っております。

都市計画案の説明につきましては以上でございますが、本年２月29日から３月14日までの２週間、都市計画案の縦覧を行いましたところ、別冊としてお手元にお配りしております「意見書の要旨」にございますとおり、意見書の提出が１通、１名の方からございました。その要旨については、大阪の歴史、経済を支えてきた中之島の中心に中之島プロジェクト200メートルが建設されることは、将来の大阪にとって重要である。中之島ツインタワーは大阪の象徴にふさわしい建物であり、ビジネス街である中之島ににぎわいが期待される。ぜひとも大阪の威信にかけて200.00メートルにすべきであるというものでございます。

このご意見につきまして、本市として「高さの最高限度」を航空法の制限等を勘案して定めているもので、実際の建築物の高さにつきましては、今後、詳細な設計において定まるものと考えており、本都市計画案は将来の中之島のビジネス街にふさわしく、更には本市の活性化に資するものであると考えております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○村橋会長　ただ今幹事より説明のありました議第129号議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○土岐委員　今、部長のほうから容積率に見合う判断が出来るということで、1,600％の話が出てた訳ですけど、全体的にどれぐらいの判断でその1,600％というふうにされているのかというのをもう少しお聞かせいただきたい。

それと、フェスティバルホールがグレードアップされるということですけど、今の機能とどう違うのか、そういったところもお聞かせいただければと思います。

○幹事（高橋）　今のご質問の、まず1,600％の根拠でございます。「参考資料」の右肩

に別紙１と書いてあるページをご覧いただきたいんですけれども、こちらのほうに、この容積率を評価する尺度といたしまして、左側に記しておりますように都市機能の導入、交通ネットワークの充実、公共空間の確保、都市環境への配慮、それから都市機能の充実と、こういった５点の指標を決めさせていただいております。これらをバランスよく公共貢献要素として空間なり施設を整備していただく、そういう観点で今回、トータルでプラス600％の緩和ということを考えさせていただいております。

とりわけ、この中でもフェスティバルホールの機能更新、それとグレードアップ、これを特に評価させていただいております。現在、フェスティバルホールにつきましては、運営はこのホールを所有しております朝日ビルディングが経営されております。現在減価償却が終わっておりますけれども、毎年数千万の赤字が出ておると、そういうふうな経営になっていると聞いております。今回、建替えによりまして、グレードアップとしまして舞台の拡張、それから本格的なオペラが出来るような音響効果あるいは仕様にする、それから車いすのスペース確保とそういったことで、大きくこのホール機能につきましてはグレードアップを行ってまいります。今回特に民間の事業者のほうでこのようなホールを再整備し、運営していただくためには、今後、減価償却等出てまいりますので数億円の赤字が毎年考えられると試算しておりまして、この不採算部分を延べ床の増床で補っていただくということで、民間事業者による文化振興策が継続して実施していけるのではないかと考えております。この点に加え、阪神高速道路、地下街の耐震化でありますとか河川水によります地域冷暖房システムの導入と、こういった点も総じて評価しまして、今回、プラス600％を提案させていただいております。

○村橋会長　ほかにいかがでしょうか。

○土岐委員　そうしましたら、フェスティバルホールの赤字云々というお話もございましたけれども、全体としてこの公共貢献要素の金額的な部分は大体どれぐらいになるんでしょうか。

○幹事（高橋）　今先ほどご説明しました「参考資料」の別紙１、２で挙げさせていただいております公共貢献要素、これについての費用面でのご質問でございますけれども、今事業者からは総事業費が1,000億円というふうに聞いております。この公共貢献要素を実施していただくために、そのうちの費用の３割を負担していただくこととなり、費用面あるいは機能面含めまして十分な公共貢献をしていただいていると考えております。

○村橋会長　ほかにいかがでしょうか。

○鳴海委員　二つありますけど、一つは高さについて、低層、中層、高層と三つの段階で設定されていますが、低層と中層の考え方について、余り詳しい説明がありませんでしたので、それについてお願いします。

それから、非常に古い、質の高い近代建築でありますので、保存といいますかデザインの検証とかそういうのについていろいろ工夫されてるようでございますが、その辺についてどういう議論があって、これからどういうふうに進めていこうとしているのかについてもご説明いただけますでしょうか。

○幹事（高橋）　まず、高さのご質問でございますけれども、議案書の「説明図２－２」をご覧いただきたいと思います。今回低層部として高さの制限を加えておりますのが、阪神高速側、こちらの部分につきまして最高限度として25メートルというのを定めております。これは、現在この部分につきましては、阪神高速の上に朝日新聞社の体育館がのっております。今回の建替えにあわせまして、この体育館は撤去いたします。この部分は、阪神高速があって、その下に建物が来ると、そういう構造になりますので、この部分については低層部分として最高限度25メートルを定めております。

それから、基本的に中層部といたしましては、この東側、西側あわせまして90メートルのところ、ここを中層部といたしまして高さの設定を考えまして、最高限度につきましては、航空法の制限がございますけれども、その点を考えまして、それぞれの東、西、両側の中心棟のところで200メートルというのを考えております。

それから、デザインについてでございますけれども、今回この朝日新聞社の建替えにつきましては、日本建築学会のほうから当地区の建築物につきまして保存を求める要望書が提出されております。その要望書の中身でございますけれども、これは、この建築物が日本のモダニズム建築を代表する建物であるので、これについての歴史的価値があるということの理解と、文化的遺産が長く後世に継承されるよう格段の配慮をしてほしいと、そういうような要望書でございます。これに対しまして事業者のほうでは、両ビルとも非常に老朽化しているということ、それから、朝日新聞社であるということで報道機関としての情報発信機能を確保するためにも都市防災というのを考えていきたいということで、新しいビルにつきましては、この基壇部と高層部につきまして分節をつくりまして、基壇部のところで現在の建物のデザインを継承し、それから高層部につきましては、基壇部からセットバックした形で立ち上がってまして、出来るだけ圧迫感のないように、ガラスなどの材質を使いまして空となじむようなデザインを考えられてお

○村橋会長　ほかにいかがでしょうか。

○鳴海委員　今の説明で、二つの高層、分けてとありますけど、なぜ90メートルに１段階なっているか、それはどういう設計上の理由があるんでしょうかということと、もう一つは、市のほうで川沿いの景観について、たしか特段の誘導をしていくと、そういう方針を立てたと思うのですが、景観法の関連でそういう制度が出来上がっていますので、既につくってあります景観誘導方策も都市計画として生かしていかないといけないと思う訳でありますが、そういうことについて具体的にどう展開するかという方針をお持ちでしょうか。

○幹事（高橋）　まず、90メートルのお話でございますけれども、お手元にお示ししております「参考資料」の「別紙２」のところの一番左上に断面をお示ししております。特に東側街区につきましては、これは２階から７階まで、ブルーの色をつけているところがございます。これがフェスティバルホールが入ってくる空間でございまして、この空間を確保し、２階から７階と、あと上の階にそれに関連する施設をとるということで、結果として中高層の基壇部としては90メートルというのが出てきております。

それから、川沿いの景観ということでございますけれども、今、先生からもご指摘ありましたように、この中之島地区は都市景観条例に基づきまして中之島景観形成地域に指定されておりまして、堂島川、土佐堀川に囲まれた地域特性や周辺の建物との調和に配慮し、国際・文化・情報などの拠点にふさわしいまち並みを形成していくということになっております。私どもとしましては、今回の計画におきましては、この水辺空間を出来るだけ生かしていくために、低層部のデザインにつきましてはレンガ等の材料を使って重厚なデザインとして、水辺に映えるシンボリックなデザインとするとか、あるいは敷地境界から５メートルセットバックしまして水辺と一体となったような低層部の景観をつくり出していく、そういったことで、水辺にふさわしい潤いのある景観というのを形成していただきたいと考えております。

○村橋会長　ほかにいかがでしょうか。

○瀬戸委員　市会議員の瀬戸でございます。今回の計画、容積率、大阪市の建築条例ですか、1,000％のところ、公共貢献ということを勘案して1,600％にしようと、こういうことなんですけれども、北ヤードのときも、それから前の阿倍野のときも申しあげた観

点なので、余り重複はしたくないと思ってるんですけども、しかし都市のこういう容積率をどんどん制限を取っ払ってボーナスしていくということで、今大阪市が直面しているヒートアイランド対策や地球温暖化という面から見ていかがなものかという点で、ちょっと幾つか議論しておきたいというふうに思うんです。

大阪市のヒートアイランド現象というのは大変深刻なものでありまして、19年度でいきますと熱帯夜が44日、真夏日が78日、８月の平均気温は29.1度、沖縄の那覇が29.0度でありまして日本一なんですね。熱中症による救急車の搬送が240人もあったと、こう言われております。一方で、直接CO_2を排出する訳ではありませんけれども、地球温暖化ということも、やっぱりこの都市計画で土地利用や都市の施設配置をしていく訳ですから、考えなきゃならないというふうに思うんですね。

私、実は、去年の11月に最終報告が出ました国連のＩＰＣＣですか、国連気候変動に関する政府間パネル、ノーベル平和賞も受賞したそうですけれども、ここが出した最終報告で非常にショックを受けたことがありまして、産業革命から今日まで0.7度ぐらい上がってると。人為的なCO_2の排出等によって、今世紀の中葉には２度ないし３度上がる可能性があると。もし２度ないし３度上がったら、そこから後は非可逆的に、つまり人間の力ではどうしようもないほどの力で今世紀末には6.4度も上がってしまう。そうなると地球が壊滅的な影響を受けると、こういうことになってて、こういうことを国連のＩＰＣＣが真正面から、ここやっぱり10年、20年のどういう対策をとるのかということが非常に大事だということを言ってる訳でありまして、こういうことも、これまで都市計画にはそういう観点は余りなかったかと思うんですけれども、やっぱりそういう面をもう少し正面から見ていかなきゃならんのじゃないかなということの問題をこの間から提起している訳であります。

２月の北ヤードのときには、気象庁が去年の３月にまとめました18年度のヒートアイランド監視報告というのを紹介いたしました。大都市、特に東京と大阪ですけれども、土地利用がコンクリートやアスファルトで覆われている、こういったことについて大体２度ぐらい気温を上げてるのではないか。もう一つは、建築物がたくさんあって、その建築物の影響がやっぱり２度ぐらいあるんではないか。もう一つは、その建築物やあるいは自動車から出る熱、人工排熱と言われてますけども、これが0.5度上げるのではないかと、こんなふうなことも報告されてますよと。建築物をどれだけ増やしていくのかということはやっぱり重要な見地ではありませんかと、こういうことの紹介をしました。

今日は、その後に私のほうで調べたことで、この都計審の皆さんにも紹介をしておきたいことが一つあります。それは、実は大阪市がみずから平成15年３月に大阪市ヒートアイランド対策評価手法の検討調査というのを財団法人日本気象協会に依頼してるんですね。そしてその調査報告書がまとめられておりまして、今手元に持っておりますけども、幹事のほうにお聞きしますけども、この中で大阪市の土地利用状況や建築物、構造物などの影響、大体の概略ですね、どんなふうなことが紹介されてるでしょうか。

○幹事（高橋）　平成14年度に大阪市が作成いたしました大阪市ヒートアイランド対策評価手法の検討調査の中で、ヒートアイランド現象の発生要因として、色々なデータ分析がされております。この中で主なものとしましては、建物、これにつきまして木造から非木造に変わってきたこと、あるいは道路のアスファルト化と、こういった地表面とかあるいは建物の材質が変わったことによって蓄熱の作用が大きくなっていると、そういったような分析がこの報告書の中でなされております。

○瀬戸委員　今の報告のとおりでありまして、道路が市域面積の相当な割合になって、その９割以上はアスファルトで舗装されてると。ただ、これは1970年ごろからの特徴のようですけども、そして今お話がありましたように、市内では木造と非木造の床面積が1974年を境に逆転をして、今日では、ここでは非木造のほうが木造の3.7倍と。一番新しい数字では４倍を超えてます。なおかつその中で、1980年ごろと最近の変化の中で一番大きなものは、やっぱり建築物の状況であって、高層建築物が増加をしてる、非木造建築物が増加をしてると、こういったことを挙げて、もちろんここでまだ最終的にそれがどんなふうな影響が出るかということについては大変難しい問題ですから、今後も形成要素である地表被覆面、蓄熱体の状況、こういった実態調査をもとにヒートアイランドのメカニズムの寄与度を把握する必要があると、こんなふうにとどまっておるんです。しかし、やっぱりこんなふうに都心部で大きな容積率のものをつくるということは非常に関係があるんじゃないかなと、私そう思います。

それでお聞きをしたいんです。今日のこの朝日新聞のビル、これは1,000％を1,600％にするということで、それのいわば公共貢献ということでボーナスを与える容積率の床面積は約９万平方メートルというふうにお聞きをしてるんです。それで、紹介もありましたように、これは都市再生特区ということでボーナスをする訳ですけども、今日までにこの都計審で、平成15年２月の心斎橋一丁目、そごうの心斎橋店から始まりまして、つい最近の北ヤードまで、全部で10件容積率のボーナスを与えてきました。今度

は11件目ですね。これまでの過去の10件で、本来の大阪市の条例に基づく容積率を超えてボーナスをした分ですね、床面積、それのトータルはどのくらいになりますか。

○幹事（高橋）　ご指摘の心斎橋のそごうから始まりまして北ヤードまで10件でございますけれども、基準容積から容積率の割増というのを出しまして、これに建築面積を掛けまして延べ床の増分を出しまして、これをトータルいたしますと約89万平方メートルになろうかと、このように試算しております。

○瀬戸委員　事前にいただいた資料では89万2,740平方メートル、約90万。今回９万ですから、約100万平方メートルもの床面積を増やしたことになるんですね。100万平方メートルといいますと、先日、新聞で今回の29万平方メートルについて甲子園球場約７個分という記事がありましたので、逆算して、甲子園球場を約４万平方メートルやとすると25個分の床面積なんですね。あるいはこれ100万平方メートルということは、１キロメートル四方ですね。１平方キロメートルの床面積をこの都市再生特別地区で認めたことになるというふうに思うんですね。これほどの大きな床面積をヒートアイランド現象や、あるいは地球温暖化の面から見てどんな影響を与えるのかということのまともな吟味がなしでいいのかと、こういう私、見地なんです。

今回の朝日新聞のものについては、ビルの中の冷暖房について、堂島川などの河川の水と大気の温度差を使っての地冷熱というんですか、こういったものもあったりはするんですけども、やっぱり全体としてビルが建って、それに太陽が当たって蓄熱する、この大きなものはどう処理しようもないと思うんですよ。そういったこともっとやっぱり慎重にするべきではないかということを申しあげておきたいというふうに思います。これが主な意見です。

それから、先ほどフェスティバルホールのことで、大変グレードアップすると、公共的な役割が非常に大きいと、だから容積率をボーナスするんだと、こういう話がありましたけれども、本来それほど大きな公共性のあるホールであれば、これ行政がつくったり、あるいは行政がそこに赤字を場合によったら補てんをするということも含めて、しかし、それをいわばわざわざ、それが数億円赤字が出るのかもしれませんけども、それに見合うだけの商売の出来る、それだけの収入がもらえるような床面積でサービスせなあかんというのは、ちょっと論理が逆転してるんではないかなということを申しあげて私の意見としたいと思います。だから、そういうことで、全体的に見てちょっと賛成出来ないなということを申しあげておきたいと思います。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○村橋会長　それでは、お諮りを申しあげます。まず、議第129号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○村橋会長　ご異議がありますということでございますので、採決といたしたいと思います。

議第129号議案を原案どおり可決することにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○村橋会長　はい、ありがとうございました。挙手多数でございますので、議第129号議案は原案どおり可決されました。

続きまして、議第130号議案につきまして幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（立田）　議第130号「一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明申しあげます。

お手元の表紙に議第130号と記載しております議案書及び前にございますスクリーンをご覧ください。

本案件は、一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である大阪市長が大阪市都市計画審議会の議を経て許可しようとするものでございます。このため、都市計画の案件ではございませんが、本審議会に付議をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の３ページの「一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」をご覧ください。

本案件は、西成区津守三丁目に位置する1,950.40平方メートルの民間事業者が保有する敷地内に一般廃棄物処理施設を設けようとするものでございます。

続きまして、議案書の４ページをご覧ください。

施設の主要用途は、家庭から排出される容器包装プラスチックの異物除去と圧縮梱包並びに資源ごみの選別と圧縮梱包で、これらを資源として再利用することを目的とした事業でございます。

なお、施設の処理能力は、容器包装プラスチックを処理する場合は１日当たり25ト

ン、資源ごみを処理する場合は75.76トンと計画されております。

この事業につきましては、大気汚染、騒音、振動、悪臭といった環境面への配慮から、防音効果のある壁材を使用した建物内で作業を実施し、建物内に脱臭装置を設置するとともに、機材底面に防振ゴムを装着するなど環境対策が講じられることとなっております。

当該敷地につきましては、用途地域は工業専用地域に指定されておりまして、敷地周辺の土地利用は、一部住宅もございますが、主として工場、倉庫などで、近傍に学校や病院などの施設はございません。

なお、一般廃棄物処理施設の設置等に際しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可申請に係る手続が必要となることから、本案件につきましても同法の趣旨に沿った指導内容及び事務取扱方法について定めた「大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領」に基づき、事業者が諸手続を行っております。その一環として生活環境影響調査を行っており、施設の稼働による大気汚染、騒音、振動及び悪臭のいずれの項目も国の定める基準値を満足するという結果が得られております。また、本事務取扱要領に基づき、事業者が平成19年９月より周辺の住民などに対して説明を行っており、理解が得られていると聞いております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○村橋会長　それでは、議第130号議案につきましてご意見、ご質問をお伺いいたします。いかがでしょうか。

○稲森委員　市会議員の稲森豊でございます。２、３点について質問をさせていただきたいと思うんです。本案件は、先ほど説明ありましたように、こういった施設をつくる場合、建築基準法第51条ただし書きの規定により、都市計画審議会にこの位置への施設の設置の諾否が問われている訳であります。建築基準法第51条を見ますと、本来でしたならばこういった火葬場とかと場とか汚物処理場、こういう建築物については都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築または増築してはならないということで、明確に都市計画上非常に重視された施設というんですか、位置について厳格に求められている施設だと思うんですね。しかし、都市計画上それがない場合は、都市計画審議会に諮ってならば設置が可能である、こういう中身だと思うんですね。

私も、この提案された場合、なかなか審議会として諾否、判断しにくいなと。非常に、何が悪いんかということをきっちりと論証しなきゃいけませんので、なかなかこれ

は難しい問題だなということを直感的に感じた訳ですけれども、特に今回、民間によります廃プラ処理施設の設置というのは大阪市では初めてのケースだということで、これが先例になるということで慎重に検討しなきゃいけないと思う訳です。

その場合、我々として、一つは先ほどありましたように環境面での審査というんですか、それは別のところでやられてる訳ですけども、この都市計画審議会において諾否を決める場合、判断基準は何なのかと。この場合、やはり環境面での、これが一番大きな問題だと思う。立地の問題とかですね。

そこで、この際お聞きしたいんでありますけれども、現在大阪市では分別収集がなされて、かなりエネルギーを使って市民の皆さんが協力されて、資源の再利用ということで最近そういうのを導入されてる訳ですけども、大阪市では現在、資源ごみがどの程度排出されて、現在はどのようにそれが流れていって処理されているのかということをちょっとご説明いただきたいと思うんです。

○幹事（高橋）　資源ごみを含みます一般廃棄物の排出量あるいはその処理の基本的な流れについてでございますけれども、まず、ごみの処理量についてご説明差しあげます。大阪市内で一般廃棄物としましては約160万トンごみが収集されております。このうち家庭系ごみから62万トン、事業系ごみから96万トン、環境系ごみから２万トン出ております。この家庭系ごみ62万トンの内数として、資源ごみが約３万トン、それから容器包装プラスチックが約２万トン出ておりまして、約５万トンというのが資源回収されまして今後資源化していくと、そういうふうな流れになっております。

具体の資源回収ごみの流れでございますけれども、容器包装プラスチック、これにつきましては本市が各家庭から収集しまして中継施設まで持ってまいります。その後、この赤で囲ってるところでございますけれども、民間事業者のほうで異物除去や圧縮梱包を行った上で、指定法人である再商品化事業者に引き渡すことになっております。また資源ごみでございますけれども、本市が家庭から収集して各中継地点まで集めてまいりまして、その後、民間事業者におきまして選別して異物を除去し、瓶、缶、ペットボトルなどを再資源化事業者に引き渡す、あるいは売却することになっております。

今回お諮りしておりますのは、この民間事業者によります容器包装プラスチックの異物除去や圧縮梱包を行う施設につきまして、特定行政庁である大阪市長から建築許可を与えるにあたりまして本審議会の意見を聞いていると、そういうふうな形になっております。

○稲森委員　今の説明で、約５万トンのこういった資源ごみが出てくると。そのうち約４万トン、これは五つの中継地へ集められて、大阪市で五つのところへ集配所にパッカー車などで集められると。それは、後は委託業者によって、今回初めてああいう処理施設をつくる訳ですから、大阪市内ではなしにどこかで処理されてた訳ですね。

一般市民の理解からすれば、これだけ協力してるんだから、恐らくかなりのパーセンテージでプラスチックなどが利用されてるんじゃないかという理解だと思うんです。これは私も意外なんですけれども、しからばこの５万トンのうち廃棄する以外の４万トン、そういうのを業者に委託されてるんですけど、どの程度の委託料を年間払って、それと、鶴見区では大阪市独自に分別して再利用する施設がございますけど、その鶴見区では現在どの程度資源化されてるのか、ちょっとその点わかりましたらお答え願いたいんですけども。

○説明者（渡邉）　環境局の減量美化担当課長の渡邉でございます。

ただ今ご質問ございました本市の鶴見区の鶴見リサイクル選別センターで処理をしている量でございますけれども、搬入量は1,604トンでございます。それと、そこは収集いたしまして、そこから異物を除去いたしまして、缶につきましては207トン、カレットといいまして瓶でございますけれども、瓶につきましては約577トン、ペットにつきましては282トン、合計資源化量といたしまして1,067トンを鶴見区の鶴見リサイクル選別センターで処理いたしております。

全体の量でございますけれども、缶につきましては6,258トンが大阪市で、鶴見も含めまして、民間の処理施設を含めましてやっております。瓶につきましては9,103トン、ペットにつきましては4,836トンを処理しております。以上でございます。

○稲森委員　わかりました。いずれにしても５万トンないし４万トンというそういう数値からすれば数％ということで、今のところ利用されている率が非常に低いなと思う訳ですね。

それで、今回の議案になってる訳ですけれども、この施設について、今先ほど説明ありました。悪臭とかいろいろ周りに対する環境をすべてクリアされているということであるんですけれども、この施設による、あるいは搬入、搬出、トラックを当然使って搬入されてる訳ですけれども、これについての環境負荷についてのアセスメントが行われておると思うんですけども、その結果についてちょっとご説明願いたいと思います。

○説明者（辻）　大阪市健康福祉局の辻でございます。

ただ今の質問でございますけれども、一般廃棄物処理施設の許可申請にあたりましては、生活環境に及ぼす影響について調査した結果を申請書に添付することが廃棄物処理法で規定されておりますので、事業者が今回につきましても生活環境影響調査を行っております。この影響調査の調査項目の選定でございますけれども、これにつきましては環境省が作成いたしました指針に基づきまして、また本市の指導も受けながら事業者が行いました。今回の処理施設につきましては、粉じんでありますとか有害物質、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの大気質及び騒音、振動、悪臭について調査を行っております。結果についてでございますけれども、すべての項目におきまして環境保全目標値に適合しておりました。

○稲森委員　今のお答えでは、環境保全のそういう目標値には達してると、一応法律的に決められた基準。問題は、今いろんな公害問題が起こってるんですけども、そういった環境保全目標値というのが実際臨床的に安全なのかということからすれば、ちょっとやっぱり乖離があると思うんですね。最低基準として法律的には環境基準、大気汚染でもかなり緩められておりますからね。だから、問題なのは、確かに保全の目標値には合致してるけれども、それが果たして、だからといって、それをクリアしておれば、臨床的にも長らくそこで住んでおられる方に対して影響がないかどうかというのが、これがやっぱり、特にこういう都市計画を考える場合、そこまでシビアに見る必要があるんじゃないかと私は思う訳であります。

そこで、全国的に見ましても有名なのは杉並病ということで、杉並区で廃プラの集配をやってるんですけども、プラスチックの場合、燃焼させなくとも圧縮したりする、そういうことだけでエチレンとかクロロホルムとかベンゼンとかいろんな有害物質が発生するということで裁判も行われておりまして、その判例、寝屋川市でも同様の裁判が行われたんですけども、その中で、いずれの裁判でも、その有害物質が出るからといって工場をつくるなとまでは至っておりませんけれども、間違いなくその場所から有害物質が出るということについては、これは認知されてる訳ですよ。しかしながら、それが人体にどれだけ影響を及ぼすかというとこまでは立証する蓋然性がないので、今のところそういう請求については棄却すると、そういうのが現在の到達点ではないかと思う訳です。そういう点からいいますと、私たちがこの場で諾否を問われた場合、やはり合格してるからやむを得ないなという立場に立つのか、あるいは、やっぱりそういう未解明な、明らかに有害物質が出てるというのをあえて大阪市につくることを認めるかと言わ

れたら、私、率直に言って賛成ということはちょっと言い難いなというのが現在の気持ちなんですよ。だから、その点で大阪市として、今杉並病とか寝屋川でこういう問題になってることについて、これは環境基準に合致してるからということだけじゃなしに、どのような受けとめ方をされてるのか、大阪市の認識の到達点について最後にお聞かせ願いたいと思います。

○説明者（辻）　ただ今ご質問ございましたように、東京都の杉並区でごみ圧縮施設がございまして、いわゆる杉並病と言われる、近隣でそういう病気が発症したというような事例がございます。ただ、この東京都杉並区のごみ圧縮施設におきましては、不燃ごみの圧縮を行っておりまして、純粋な容器包装プラスチックではございませんで、スプレー缶の空き缶をはじめガスボンベ、金属、陶器、ゴルフクラブ、ビニール傘などの様々な不燃ごみを圧縮する施設でございます。そのため、不燃ごみの中には様々な物質が含まれておりまして、圧縮されることにより有害物質が発生し、健康被害が発生したというふうにされております。

今回計画されております圧縮施設では、大阪市などの市町村が分別収集しております容器包装プラスチックのみを圧縮する施設でございますので、生活環境影響調査書に示された有害物質に係るデータにおきましては、いずれの物質も環境基準値や室内濃度指針値を超過することはなく、また施設の規模におきましても、杉並区の場合は能力が270トンというのに比べまして今回の計画施設は25トンということで、10分の１以下の小規模な施設でございまして、健康被害が発生するおそれはないものと考えられます。

以上です。

○稲森委員　今のニュアンスですけど、はっきり言いまして非常に楽観的というか、認めていくというスタンスですね。私はやっぱり、環境局などは市民の立場からいえばシビアな立場で見ていただきたいと。しかしながら、それが今の大阪市のスタンスですんで、これ以上申しあげませんけど、最後に、先ほどの説明の中でも、この付近にはそういった小学校とかはないということであったんでありますけれども、立地の地図で見せていただきますと、近くに津守小学校、道を一つ挟んで幼稚園などもございますので、結論的に言えば、私先ほどから申しあげておりますように、やはり西成区というのは先日の新聞などによりますと全国健康ワースト２に入ってる残念な区、いろんな要素がございますけどね。こういう区において、たとえ0.何％であろうともこういった、より健康に対して悪影響を与えるであろう環境負荷になるような施設というのは、やっぱり大

阪市の議員としてはこれは賛成するわけにはまいらないと、このことを申しあげまして私の質問を終わらせていただきます。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○村橋会長　それでは、お諮りいたします。議第130号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○村橋会長　ご異議があるようでございますので、採決といたします。

議第130号議案を原案どおり可決することにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○村橋会長　はい、ありがとうございます。挙手多数でございますので、議第130号議案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の議案の審議は終了いたしました。決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わさせます。

それでは、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会　午後３時３３分

大阪市都市計画審議会委員　　松　澤　俊　雄　㊞

大阪市都市計画審議会委員　　森山よしひさ　㊞